

【料金関係】

Q4 下水道使用料は、どのようなしくみですか？

◇下水道使用料のしくみ

下水道使用料は、市内で同じしくみとなっています。

①基本料金 定額となっています。

②従量料金 使用水量が多くなるほど高くなります。

①+②（消費税別途）がお客様にお支払いいただく下水道使用料です。

平成26年4月から、市内の料金を統一しました。

【料金関係】

Q5 下水道使用料は、どのように計算されるのですか？

下水道料金の計算方法

基本料金＋従量料金＋消費税＝下水道使用料となります。

例) 2ヶ月で40m³を使用された場合

※前半の1ヶ月に20m³と後半の1ヶ月に20m³に分けて、1ヶ月ずつ計算します。

基本料金 1,229円 (10m³までの分)

従量料金 1,350円 (11m³から20m³までの分：135円×10m³)

合計 2,579円×1.1 (消費税率) =2,836円

2ヶ月で、2,836円 (前半の1ヶ月分) +2,836円 (後半の1ヶ月分) =5,672円となります。

なお、お客様の使用料は、検針票で上水道使用水量とあわせて、下水道使用料をご案内させていただいておりますので必ずご確認をお願いします。

【料金関係】

Q6 どのような支払方法がありますか？

下水道料金の徴収事務は、長浜水道企業団が行っています。

（長浜市では、下水道料金の徴収事務を、長浜水道企業団に委託しています。）

お支払い方法は、

①口座振替がご利用いただけます。

②納付書でお支払いの場合は、納付書裏面に記載の取扱金融機関、コンビニ、長浜水道企業団、長浜市役所がご利用いただけます。コンビニは全国どこでもお支払いになれます。また、キャッシュレス決済（Pay B、PayPay、LINE Pay、楽天銀行、ゆうちょPay）もご利用いただけます。

ゆうちょ銀行は口座振替のみの取り扱いとなります。

なお、クレジットカードでのお支払いはできません。

【料金関係】

Q7 □座振替の申込みはどうすればいいのですか？

お客様の預金口座のある金融機関で手続きができます。

お手続きには、

①水道使用料等のお知らせ（検針票）または領収書

②預金通帳

③通帳のお届印

をご持参のうえ、□座振替依頼書でお申し込みください。

□座振替依頼書は金融機関に備え付けてあります。

※預金口座のお名前と、使用者のお名前が異なっても申込みいただけます。

□座振替取扱金融機関

- 滋賀銀行
- 長浜信用金庫
- 近畿労働金庫
- 大垣共立銀行
- 関西みらい銀行
- 京都銀行
- レーク伊吹農業協同組合
- 北びわこ農業協同組合
- 滋賀県信用組合
- 滋賀県民信用組合
- ゆうちょ銀行

【料金関係】

Q8 検針はいつ行っているのですか？

水道メーターの検針月は、地区によって奇数月と偶数月に分かれています。
1日から17日にかけて、検針員が2ヶ月分の計量を行っています。

	検針を行う地区
奇数月	長浜地区（長浜、神照連合）、浅井地区、虎姫地区、びわ地区、湖北地区、木之本地区、西浅井地区
偶数月	長浜地区（神田、南郷里、北郷里、西黒田、六荘連合）、高月地区、余呉地区



検針時にお願いしたいこと

- ・犬をメーターボックスの近くにつながないでください。
- ・メーターボックスの上には物を置かないでください。

【料金関係】

Q9 漏水により水量が多くなりましたが減免はありますか？

水道メーターから先の宅地内において漏水修繕を行った場合、漏水箇所によって下水道料金の軽減制度が適用される場合があります。

- 軽減対象となる場合・・・地下の配管など見えない場所での漏水
- 軽減対象とならない場合・・・使用者等の故意や過失によって漏水した場合
長期間漏水を放置した場合

※上水道料金の減免については、長浜水道企業団にお問い合わせ下さい。

宅地内の漏水修理は、お客様負担で指定工事店へご依頼ください。漏水に係る減免申請は、検針から60日以内に提出してください。なお、指定工事店の修繕証明が必要となります。



水道の蛇口を全部閉め、それでもパイロットが回転していれば宅地内での漏水の疑いがあります。

【料金関係】

Q10 引っ越しの際にはどのような手続きが必要ですか？

お引っ越しの3日前までに、長浜水道企業団へ電話にてご連絡ください。
休日祝祭日を問わず受付しています。

■使用を開始する場合

開始の立ち合いは必要ありません。希望される日から上下水道をご使用いただけます。
料金のお支払方法を口座振替にするのか、納付書払いにするのかお伝えください。

■使用を休止する場合

精算の方法は、納付書払い、口座振替になります。

【料金関係】

Q11 名義の変更にはどのような手続きが必要ですか？

使用者の名義が変更になったときは、長浜水道企業団まで電話にてご連絡ください。
その際、以下の事項をお伝えください。

住所、旧使用者氏名、新使用者氏名、水栓番号またはお客様番号
(水栓番号、お客様番号は、使用量のお知らせ、領収書等に記載されています。)

その他、次のような変更手続きをお受けします。

- 納付書の送付先変更
- 口座振替の継続、廃止
- 井戸水等使用者の人数変更

